

# 福島復興の加速のための迅速かつ着実な賠償等の実施に向けて

令和5年12月22日  
原子力災害対策本部

## 1. はじめに

平成28年12月に閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」(以下「基本指針」という。)において、被災者・被災企業への賠償や除染特措法<sup>1</sup>に基づく除染・中間貯蔵施設事業に係る費用見込みを踏まえ、東京電力への資金援助に必要な交付国債の発行限度額の引上げを決定し、また、その費用見込みは被災者への賠償・除染・中間貯蔵施設事業の進捗等を踏まえ、適時に見直すこととした<sup>2</sup>。この基本指針では、復興を円滑に進めていく観点から、国と東京電力の役割分担が明確化されたが、それぞれの役割分担の下で、現在まで賠償等が着実に進められてきており、引き続き、国と東京電力がそれぞれの担うべき役割を果たしていくことが必要である。

一方で、これまでのプロセスの進展に伴って、今般、被災者・被災企業への追加的な賠償や、ALPS処理水の海洋放出開始に伴って発生した損害に対する賠償、さらには追加的に必要となった除染等事業によって発生した除去土壌等の中間貯蔵施設事業等の実施に伴い、東京電力福島第一原子力発電所の事故処理に伴う費用の増加が見込まれている。こうした中、国民負担を最大限抑制しつつ、福島再生と電力の安定供給を両立させていく必要がある。

## 2. 賠償等の費用増加の背景

### (1) 原子力災害の被災者・被災企業への追加的賠償及びALPS処理水の海洋放出に伴って発生した損害等に対する賠償

原子力損害賠償について、令和4年3月に7件の集団訴訟の判決が確定したことを受け、同年12月に「東京電力福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補(集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて)」(令和4年12月原子力損害賠償紛争審査会)が策定された。同指針を踏まえた迅速、公平かつ適正な賠償が行われるよう、引き続き適切な対応が必要である。

<sup>1</sup> 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号)。以下同じ。

<sup>2</sup> 別紙参照。

また、これまで順次進められてきた住宅確保損害に係る賠償についても、その実績を踏まえて引き続きしっかりと対応していく必要がある。

さらに、令和5年8月のALPS処理水放出に先立ち、「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」の実行と今後の取組について」（令和5年8月22日廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議/ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議）が策定され、安全対策・風評対策・なりわい継続支援策を講じてもなお風評被害が生じた場合には、東京電力が、セーフティネットとして機能する賠償により、機動的に対応することが求められている。また、政府はALPS処理水放出以降、一部の国・地域の輸入規制強化等を踏まえ、総額1,007億円の政策パッケージ等を取りまとめ、具体的な支援を開始しているが、それでもなお発生した損害について、迅速かつ適切に賠償されるよう東京電力を指導するなど、引き続き適切に対応していく必要がある。

## （2）中間貯蔵施設事業

基本指針の閣議決定後、平成29年5月に福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成29年法律第32号）が成立したことにより、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（平成23年12月26日原子力災害対策本部）において、「将来にわたって居住を制限することを原則」とした帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」を設定することが可能となった。当該制度に基づき、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村、葛尾村において、同区域が設定され、順次除染事業が実施された。

また、令和5年6月に福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第49号）が成立したことにより、市町村長が、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域において、避難指示解除により帰還意向のある住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す「特定帰還居住区域」を設定することが可能となった。当該制度に基づき、令和5年9月に大熊町と双葉町の一部が特定帰還居住区域として認定され、除染事業が進められている。

このように、「特定復興再生拠点区域」や「特定帰還居住区域」における除染等事業で発生する除去土壌等の中間貯蔵施設への搬入・処理量の増加や処理期間の延長に伴う費用の増加等に対応する必要がある。

### 3. 国及び東京電力による対応

こうした状況変化に対し、基本指針において整理された枠組みを維持しつつ対応することとし、今般、東京電力において追加的に必要となる資金繰りも、引き続き、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成 23 年法律第 94 号。以下「機構法」という。）に基づき、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「支援機構」という。）への交付国債の交付・償還により支援する。このため、国は、令和 6 年度予算において、支援機構に交付する交付国債の発行限度額を引き上げる<sup>3</sup>。

東京電力は、第四次総合特別事業計画に基づき、賠償・廃炉等に必要な資金を捻出するための非連続の経営改革に取り組んでいる。足下でも、支援機構においてその検証が行われたところであり、「東京電力による経営改革の取組等の検証・評価結果」（令和 5 年 12 月 1 日原子力損害賠償・廃炉等支援機構運営委員会決定）を踏まえて、東京電力には引き続き、必要な経営改革等に取り組む、資金捻出に最大限努めることを求める。

### 4. おわりに

福島復興の加速のためには、賠償等に遅滞を招くことはあってはならず、国の万全を期した制度措置等が必要である。同時に、こうした措置は東京電力の経営改革を通じた着実な資金捻出が前提であり、国民負担を最大限抑制しつつ、福島の再生と電力の安定供給を両立させるため、引き続き、双方が全力で取り組んでいく。

<sup>3</sup> 現時点において、これまでの実績や環境省の試算等によれば、交付国債の発行により対応すべき費用としては、被災者・被災企業への賠償費用は約 9.2 兆円程度、除染特措法に基づく除染（汚染廃棄物処理を含む。）の費用は約 4.0 兆円程度（原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和 36 年法律第 148 号）に基づき東京電力に支払われた補償金約 0.2 兆円による充当分を除いた額）、中間貯蔵施設（建設・管理運営等）の費用は約 2.2 兆円程度と見込まれる。これらを踏まえ、令和 6 年度予算において、支援機構に交付する交付国債の発行限度額（現行 13.5 兆円）を 15.4 兆円に引き上げる。

なお、上記の費用見込みは、上記の交付国債発行限度額の算定のためのものであり、被災者への賠償・除染・中間貯蔵施設事業の進捗等を踏まえ、適時に見直しを行う。

また、中間貯蔵施設費用相当分については、引き続き、支援機構に対し、機構法第 68 条に基づく資金交付を行う。このための財源は、エネルギー施策の中で追加的・安定的に確保し、復興財源や一般会計の財政収支には影響を与えない。令和 6 年度のエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定の歳出予算には 470 億円程度を計上し、その財源は、エネルギー関係の歳入歳出予算全体を編成する中で捻出する。交付期間は事業期間（30 年以内）終了後 18 年以内までとし、以後の年度においても同様の対応を行い、毎年度必要額を計上する。

(別紙)

## 原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針（抜粋）

平成 28 年 12 月 20 日

### 6. 国と東京電力がそれぞれの担うべき役割を果たす

#### ～賠償、除染、廃炉等に関する中長期的かつ安定的な対応～

被災者・被災企業への賠償、除染・中間貯蔵施設事業、廃炉等については、先の「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」（平成 25 年 12 月閣議決定）において、復興を円滑に進めていく観点から、国と東京電力の役割分担を明確化し、現在まで、着実に進められてきている。（中略）

#### (1) 基本的枠組み

先の閣議決定において整理した方針を、基本的に維持する。

すなわち、被災者・被災企業への賠償は、引き続き、東京電力の責任において適切に行う。また、除染特措法<sup>1</sup>に基づく除染・中間貯蔵施設事業の費用は、復興予算として計上した上で、事業実施後に、環境省等から東京電力に求償する<sup>2</sup>。

東京電力において必要となる資金繰りは、引き続き、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（以下「機構法」）に基づき、支援機構への交付国債の交付・償還により支援することとし、平成 29 年度予算において、支援機構に交付する交付国債の発行限度額を引き上げる。

廃炉・汚染水対策については、原則として、東京電力グループ全体で総力を挙げて責任を果たしていくことが必要である。そのため、東京電力に

---

<sup>1</sup> 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）。以下同じ。

<sup>2</sup> 現時点において、これまでの実績や環境省の試算等によれば、交付国債の発行により対応すべき費用としては、被災者・被災企業への賠償費用は約 7.9 兆円程度、除染特措法に基づく除染（汚染廃棄物処理を含む。以下同じ。）の費用は約 4.0 兆円程度（原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和 36 年法律第 148 号）に基づき東京電力に支払われた補償金約 0.2 兆円による充当分を除いた額）、中間貯蔵施設（建設・管理運営等）の費用は約 1.6 兆円程度と見込まれる。これらを踏まえ、平成 29 年度予算において、支援機構に交付する交付国債の発行限度額（現行 9 兆円）を 13.5 兆円に引き上げる。なお、上記の費用見込みは、上記の交付国債発行限度額の算定のためのものであり、被災者への賠償・除染・中間貯蔵施設事業の進捗等を踏まえ、適時に見直しを行う。

よるグループ全体での総力を挙げた合理化等で必要な資金を確保することとする。国は、必要な制度整備等を行うとともに、技術的難易度が高く、国が前面に立つ必要がある研究開発については、引き続き必要な支援を行う。

## (2) 交付国債の償還費用の回収

交付国債の償還費用の元本分は、原子力事業者の負担金を主な原資として、支援機構の利益の国庫納付により回収される。

支援機構が保有する東京電力株式を中長期的に、東京電力の経営状況、市場動向等を総合的に勘案しつつ、売却し、それにより生じる利益の国庫納付により、除染費用相当分の回収を図る。売却益に余剰が生じた場合は、中間貯蔵施設費用相当分の回収に用いる。不足が生じた場合は、東京電力等が、除染費用の負担によって電力の安定供給に支障が生じることがないように、負担金の円滑な返済の在り方について検討する。

中間貯蔵施設費用相当分については、支援機構に対し、機構法第 68 条に基づく資金交付を行う<sup>3</sup>。このための財源は、エネルギー施策の中で追加的・安定的に確保し、復興財源や一般会計の財政収支には影響を与えない。

(中略)

## (4) 国の行う新たな環境整備

国は、今後電力自由化が進展していくなかであっても、被災者・被災企業への賠償、インフラ整備・除染等の帰還に向けた環境整備、廃炉・汚染水対策等について、中長期的かつ安定的に実施していくことができるよう、東京電力の改革を前提としつつ、以下の環境を整備する。

被災者・被災企業への賠償については、電力自由化が進展する環境下における受益者間の公平性や競争中立性の確保を図りつつ、国民全体で福島を支える観点から、福島第一原発の事故前には確保されていなかった分の賠償の

---

<sup>3</sup> 平成 29 年度のエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定の歳出予算には 470 億円程度を計上し、その財源は、エネルギー関係の歳入歳出予算全体を編成する中で捻出する。交付期間は事業期間（30 年以内）終了後 5 年以内までとし、以後の年度においても同様の対応を行い、毎年度必要額を計上する。

備え<sup>4</sup>についてのみ、広く需要家全体の負担とし、そのために必要な託送料金の見直し等の制度整備を行う。

廃炉・汚染水対策については、原則として、東京電力グループ全体で総力を挙げて責任を果たしていくことが必要である。廃炉の実施責任を有する東京電力が廃炉を確実に実施するため、必要な資金の捻出に支障を来たすことのないよう、規制料金下にある送配電事業における合理化分についても確実に廃炉に要する資金に充てることを可能とすることとし、託送収支の事後評価における特例的な取扱い等を含んだ制度整備を行う。あわせて、支援機構に、廃炉に係る資金を管理する積立金制度を創設する。支援機構が、東京電力による廃炉の実施の管理・監督を行う主体として、

- ・ 廃炉に係る資金についての適切な管理
- ・ 適切な廃炉の実施体制の管理
- ・ 積立金制度に基づく着実な作業管理等

を行うことにより、今後、長期にわたる巨額の資金需要に対応できる体制を整備し、廃炉の実施をより確実なものとする。

---

<sup>4</sup> 福島第一原発の事故前には確保されていなかった分の賠償の備えは、送配電事業者等にとって外生的に生ずるものであり、その制度上の取扱については適切に整理する。

また、回収する金額の規模は、現在の一般負担金の水準をベースに、1kWあたりの単価を算定した上で、これを前提に、2010年度までの我が国の原子力発電所の毎年度の設備容量等を用いて算出した金額から、回収が始まる2020年前の2019年度末時点までに納付した又は納付することになると見込まれる一般負担金の合計額を控除した約2.4兆円とし、これを上限とする。

資金の回収に当たっては、適正な託送料金水準を維持していく観点から、年間約600億円程度を、2020年度以降、40年程度にわたって回収していくものとする。